

徳島大学生物資源産業学部自己点検・評価委員会規則

平成28年4月1日

生物資源産業学部長制定

(設置)

第1条 徳島大学生物資源産業学部に、徳島大学生物資源産業学部自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価及び外部評価（以下「自己評価等」という。）の実施項目、実施内容及び実施方法に関すること。
- (2) 自己評価等の実施及びその結果の公表に関すること。
- (3) 自己評価等の結果に基づく改善策に関すること。
- (4) その他自己評価等に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会から選出された委員長及び副委員長 各1人
- (2) 各コースから選出された教授 各1人
- (3) 教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員長
- (4) その他委員会が必要と認める者

2 前項第2号の委員は、准教授又は講師をもって代えることができる。

3 委員長及び副委員長は、第1項第2号の委員を兼ねることができる。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は1年とする。

2 前条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 副委員長は、次年度の委員長とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 第3条第1項第2号及び第3号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、常三島事務部生物資源産業学部事務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。